

議員提出議案第10号

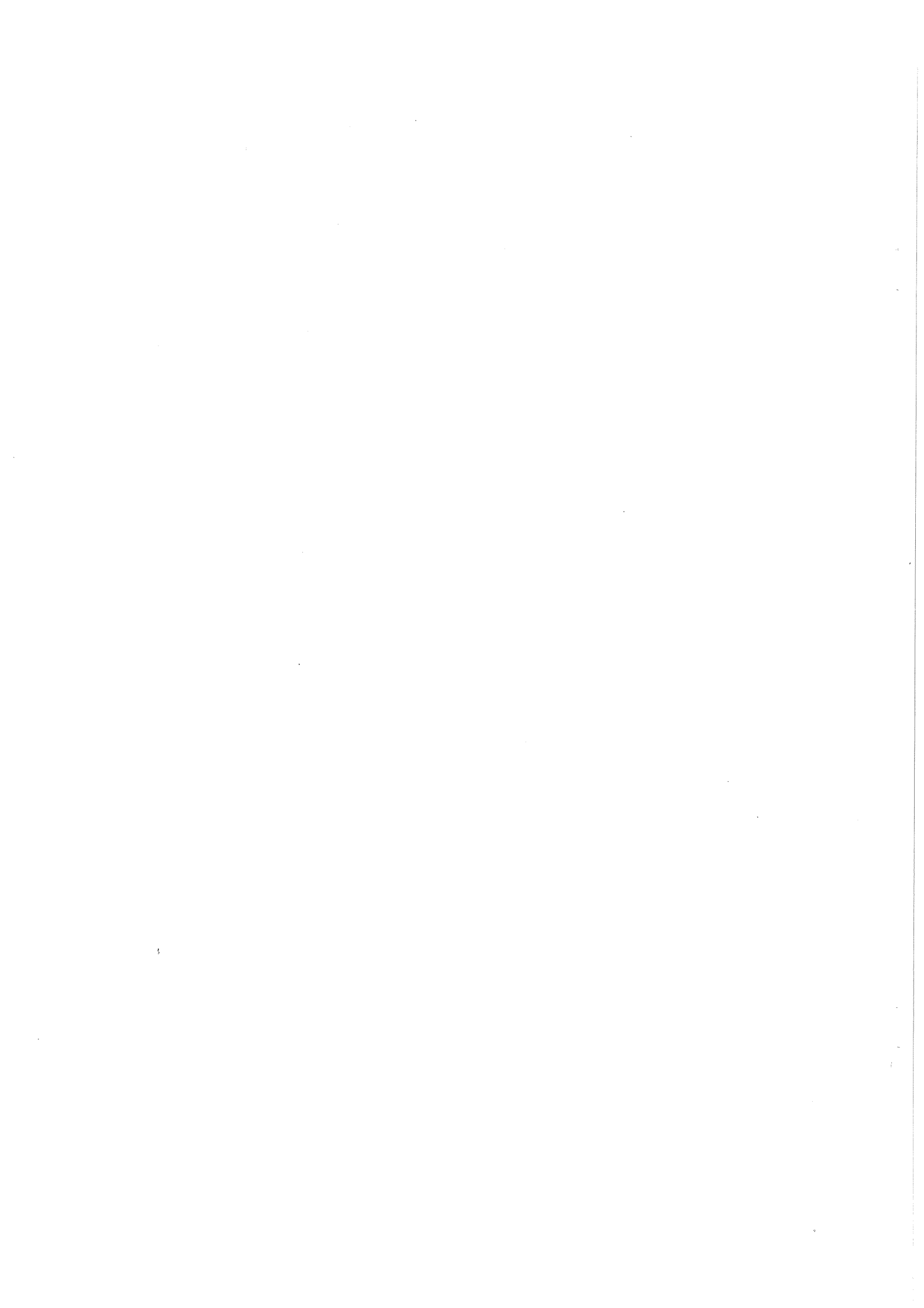
杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成24年11月27日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	渡辺	富士雄
	同	すぐろ	奈緒
	同	山田	耕平
	同	小松	久子
	同	大和田	伸
	同	脇坂	たつや
	同	大熊	昌巳
	同	原田	あきら
	同	小川	宗次郎
	同	河津	利恵子
	同	大槻	城一

杉並区議会議長 井口 かつ子 様



杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

杉並区議会会議規則（昭和31年9月25日議決）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 質問（第80条—第83条）」を「第9章 質問（第80条—第83条）」を
第9章の2 公聴会及び参
考人（第83条の2—第83条の8）」に改める。

第13条ただし書中「但し、法第115条の2」を「ただし、法第115条の3」に改める。

第42条中「法第121条」を「、法第121条第1項本文」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第83条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第83条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第83条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第83条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第83条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第83条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第120条第1号中「開会・」を「開会及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第2号中「・散会・延会・」を「、散会、延会、」に改め、同条第11号及び第12号中「てんまつ」を「てん末」に改め、同条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 公聴会の経過

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、公聴会及び参考人に係る規定を設ける等の必要がある。

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

新 規 則	旧 規 則
目次	目次
第1章～第8章 略	第1章～第8章 略
<u>第9章 質問（第80条—第83条）</u>	<u>第9章 質問（第80条—第83条）</u>
<u>第9章の2 公聴会及び参考人（第83条の2—第83条の8）</u>	
第10章～第18章 略	第10章～第18章 略
附則	附則
（修正の動議）	（修正の動議）
第13条 修正の動議は、その案をそなえ、あらかじめ議長に提出しなければならない。 <u>ただし、法第115条の3の規定による修正の動議には、発議者が連署しなければならない。</u>	第13条 修正の動議は、その案をそなえ、あらかじめ議長に提出しなければならない。 <u>但し、法第115条の2の規定による修正の動議には、発議者が連署しなければならない。</u>
（説明員）	（説明員）
第42条 議長は、 <u>法第121条第1項本文に規定する者（以下「執行機関等」という。）</u> に対し、あらかじめ出席を要求しておくことができる。	第42条 議長は <u>法第121条</u> _____に規定する者（以下「執行機関等」という。）に対し、あらかじめ出席を要求しておくことができる。
<u>第9章の2 公聴会及び参考人（公聴会開催の手続）</u>	
<u>第83条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u>	

(意見を述べようとする者の申出)

第83条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第83条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第83条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第83条の6 議員は、公述人に対して

質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第83条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記載事項)

第120条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3)～(10) 略
- (11) 選挙のてん末
- (12) 議事のてん末
- (13) 略
- (14) 公聴会の経過
- (15) 略

(記載事項)

第120条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会・閉会に関する事項及びその年月日時
- (2) 開議・散会・延会・中止及び休憩の日時
- (3)～(10) 略
- (11) 選挙のてんまつ
- (12) 議事のてんまつ
- (13) 略
- (14) 略

